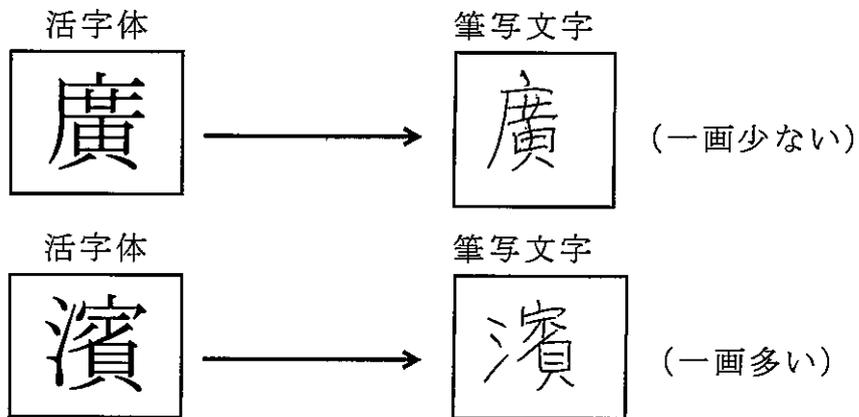
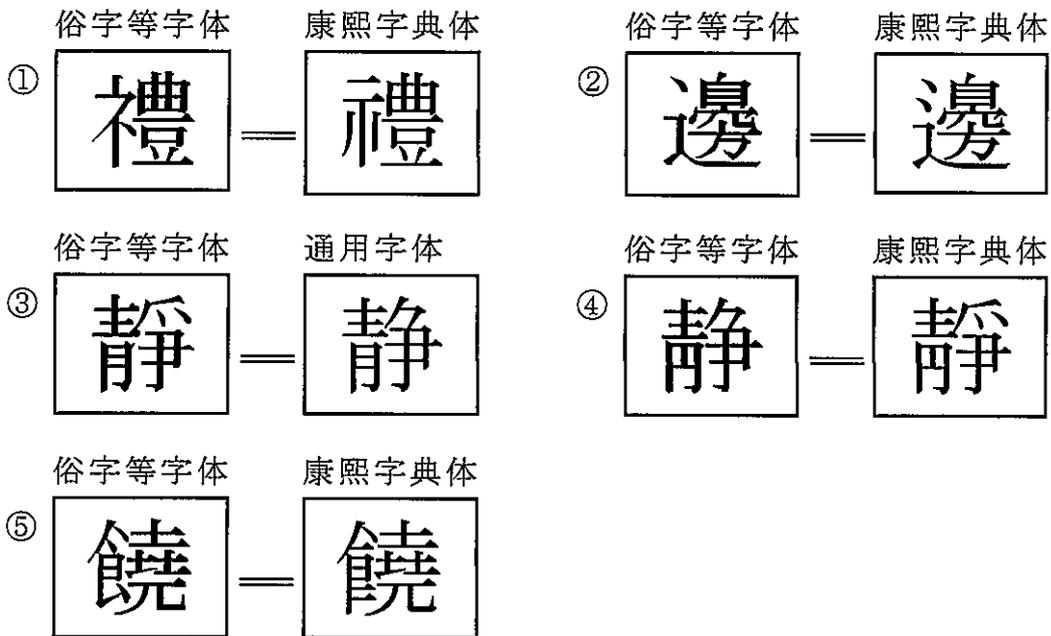


○戸籍に記載する氏又は名の文字の取扱いについての説明資料（新谷）

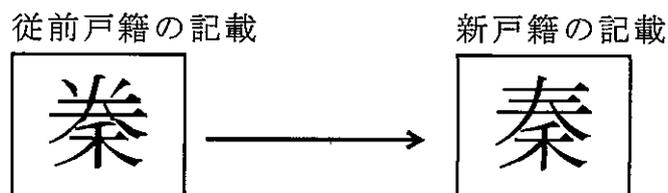
1 明朝体活字体と筆写の楷書文字の違い



2 よく目にする文字の例



3 市町村長の処分に対する申立て事件（氏の文字）



(家月50巻8号69頁)

4 具体的な相談事例

管外転籍（A市からB市への転籍）における戸籍の筆頭者の氏の文字の取扱い事例です。

- ①  ・①の文字は、A市の戸籍に記載されている筆頭者の氏の文字（誤字と思われます。）の字体です。
- ②  ・②の文字は、戸籍の取扱いとして転籍後の新本籍地における新戸籍に記載される氏の文字の字体です。
- ③  ・③の文字は、日常ご本人が用いている氏の文字の字体です。

戸籍の処理は、③の字体で管外転籍地において新戸籍を編製するの筆頭者の氏の字体としました。